日本の言語政策における統一性と多様性

ソジエ内田 恵美

1. はじめに一なぜ今ことばが問題なのか

社会はことばに影響をあたえ、ことばは社会に影響をあたえる。1990年代初頭に旧ソビエト連邦の社会国家体制が崩壊し冷戦構造が終わりを告げると、壁は取りはらわれ、世界の政治・経済・文化における相互依存が急速に進んだ。運輸と通信技術の発展に伴い地球規模は縮小し、ヒトやカネ、モノ、そして同時に「コトバ」もかつてないほど国境を越えて行き来するようになった。自由な社会環境の出現はことばを統一性と多様性という両極端へとベクトルを向かわせ、数々の新たな問題・課題を生みだしている。

ことばの統一性は英語の国際共通語としての地位確立に表れている。グローバルな市場経済は米国一極化を加速させ、各社会でアメリカ化とみられる現象が生じ、それと同時に英語への需要が地球規模で増している。多くの学習者にとって、英語は社会的・経済的成功をもたらす道具になった。また多くの発展途上国にとって、英語は民主化のための武器となり、国家発展のための手段となった。英語が世界中で話されるようになればなるほど、その地球語としての使用価値はますます高まっていき、学習しようとする人たちがさらに増加することになる。

しかし、これを英米政府による新しい植民地政策、すなわち「英語帝国主義」であると非難する声もある(フィリップソン、1992)。英米国が自国の言語の普及により政治、経済、文化的利益を得ていることは明白である。世界に存在する約6,000語の中のたった一つの言語が絶対的な優位を独占する姿は歴史上でも例がなく、不自然と感じるべきものかもしれない。にもかかわらず世

界が英語支配を許容しているのは、経済的価値を重視する功利主義の表れでもあり、また強者の言語文化に自ら同化を望む言語へゲモニーの作用もあるのだろう。実際、少数言語地域の若者のなかには、母語よりも便利な英語を日常話すことを選ぶ者が少なくない。このような動きは、世界言語の約90%にあたる地域語などの少数言語がますます弱くなり、絶滅の危機に迫られる一因となっている(クリスタル、2000)。英語は、国際共通語として未曾有の役割を果たしている反面、言語の不平等化・階層化を促し、言語消滅¹⁾をも引き起こしている。

ことばのもう一つのベクトルは多様性へと向いている。それはポスト近代において、おもに欧州が主導している、少数言語・地域言語をその衰退から救い、復活させようとする動きで、フィッシュマン(1991)は「逆行的言語取替え(reversing language shift)」と呼ぶ²⁾。たとえば、1992年、国連は「民族的又は種族的、宗教的及び言語的少数者に属する者の権利に関する宣言(Declaration on the Rights of Persons Belonging to National or Ethnic, Religious and Linguistic Minorities)」にて言語的少数者の権利と保護を訴えている。1995年、欧州評議会は「少数民族の保護のための枠組み条約(Framework Convention for Protection of National Minorities)」を採択し、2006年8月までに39カ国が批准している。これが少数民族権利を保障する最初の法的に拘束力のある多国間文書

¹⁾ フィリップソン/スクトナブ=カンガス (1995) によれば、「言語消滅」という表現 は言語が自然に消えていくイメージを喚起し、行為の主体がかくれてしまう。むしろ、 支配集団からの「言語抹殺 (linguicide)」という表現のほうが適切であるという。

²⁾ この動きは19世紀の国家独立を目指すナショナリズムに根ざしてはいるが、第二次 大戦後は北アイルランドのIRAやバスクのETAなど一部の組織を除いて、独立よりも 地域の権利としての言語権を主張する傾向が強い。国連は1948年の「世界人権宣言」 において、すべて人は人種、皮膚の色、性、宗教などと並んで言語において差別され るべきではないと述べている。1966年には国連はさらに「国際人権規約」を採択し、 少数民族が自己の言語を使用する権利を認めている。冷戦後は言語権にかかわる運動 が活発になり、具体的な憲章が相次いで採択されるようになった。これはソビエト連 邦崩壊により、東ヨーロッパや中央アジアにおける多言語社会に特有の問題が民族紛 争に発展しうることが、旧ユーゴスラビアの例などから明らかになったことにもよる。

である。同年、EUは、母語のほかに2言語、合計3言語の習得を目標とする 多言語教育を掲げた。1996年にはバルセロナで開催された世界言語権会議に 90カ国が参加し、「世界言語権宣言(Universal Declaration of Linguistic Rights)」 を採択し、すべての言語共同体が平等の権利をもち、公平に発展できるような 政治的枠組みを創ることが提唱された。

このような流れの背景には、さまざまな理由がある。第一に、ウェストファ リア条約後、近代欧州が国民国家(nation state)を興す際に、「一国家、一民族、 一言語」を国家の理想とするイデオロギーをよりどころに、少数民族・言語へ の差別・弾圧を繰り返して統治を進めてきた歴史を考えると、欧州民族がこれ らの経験から教訓を学んだという見方もある³⁾。また、スペイン語、フランス 語、ドイツ語などの旧帝国語を母語とする者からみれば、冷戦終結後にやって きた英語の勢力拡大から自分たちの言語を守るために、いかなる言語にも平等 の価値を見出すイデオロギーへ転換を図ったという面もあるだろう。しかし、 そういった政治的理由だけでなく、文化人類的な観点からみても、少数言語を 救うことは、絶滅危機に瀕している生物を助けるのと同類の意義があると考え られるようになった(クリスタル、2000)。ことばがひとつ死に絶えることは、 その文化共同体が築いた歴史、ものの考え方を反映した知的遺産をすべて失う ことを意味する。一度失うと、長い間培われた貴重な文化は二度と取り戻すこ とができない。グローバル化が急速に進むということは、言語の自然淘汰の速 度がいっそう速まることを意味するため⁴⁾、早急に手を打つ必要があるのであ る。

欧州において抑圧された歴史をもつマイノリティ共同体の多くは、多言語主

³⁾ アンダーソン (1983) によれば、国民国家は国家の標準語 (国民的出版語) による 新聞を毎朝読むという、一日かぎりのベストセラーを通した政治体験を共有すること によって形成される、想像の共同体にすぎない。民族的少数派の無視・差別を正当化できるような、歴史的に一貫した純粋な民族国家は、多数派集団による神話にすぎない。

⁴⁾ クリスタル (2000) によると、現在2週間にひとつのペースで言語が死んでいる。

義を支持し、イマージョン方式などの教育制度を整え⁵、母語を話す若い世代 育成に力をいれるようになった。自己の文化的・言語的アイデンティティを保 持、もしくは復活させるために、言語は大きな役割を果たしている。しかし、 多言語主義はすべての少数言語の共同体から歓迎されているわけではない。経 済的に恵まれた欧州ではなく、民主化を進めつつあるアジア・アフリカにある 発展途上国にとっては、アイデンティティ保持よりも、まずは毎日の貧困との 戦いがより切羽詰った重要課題である場合が多い。国家において一般に多言語 状態は低い経済発展水準と一致している(クルマス、1993)。国民が国家の標 準語を話せば、多大な労力やコミュニケーション・コストなどを削減すること ができる。そして国家の標準語が、英語やフランス語などの地球規模で普及率 の高い「世界の標準語」であれば、経済的利益をより高めることとなる。その ため、国家が旧宗主国の言語を公用語としたり、個人が経済的便益を得ようと 母語よりも大言語を話すことを選択したりすることも少なくない。国家が主導 をとり、地域アイデンティティ保持のために多言語主義を維持することが求め られるが、国民の成長・発展を犠牲にしないですむような社会経済的基盤の存 在が欠かせず、その構築のためには、国際的関心・支援の目がそそがれなくて はならない。

本論文では、このような世界情勢を念頭において、日本におけることばの統一性と多様性に焦点をあてる。「世界共通語としての英語の普及」と「多言語社会における少数言語の保護」は現在の日本社会の課題でもあるが、多くの日本人にとって多少の既視感を覚える現象かもしれない。なぜなら日本にはすでに、明治期に始まった「標準語としての国語施策」と「方言弾圧と復興運動」という統一と多様に帰属する問題を経験しているからだ。前者は世界、後者は日本を舞台としており、時代背景や基本となるイデオロギーは異なるもの

⁵⁾ イマージョン方式はカナダのフランス語教育から始まった外国語教授方法のひとつである。学習者は数学や歴史といったすべての科目を目標言語を通して勉強することで、目標言語の環境に没入する。英国のウェールズ語やドイツのソルブ語など地域少数言語の復興運動にも用いられる。

の、基となっている問題は本質的には同じである。ことばはコミュニケーショ ンの手段である以上、記号としてのことばの規則が多くの人に共有されればさ れるほど、その価値が高まる。そして価値が高い言語を所有する共同体は、よ り大きな社会的影響力を持つ。そこで、政治・経済・軍事・文化力の差が大き い複数の共同体が接触した場合には、有利な立場にある共同体のことばがその 他の共同体のことばを侵食していくことが多い。この過程が後者からの積極的 同化として起こることもあれば、前者が後者に自分たちのことばを採用するよ うに働きかけることもある。しかし、ことばは我々の思考、生活、文化とあま りにも深く密に関わっており、自己アイデンティティの源である。社会が平等 を尊重するならば、すべての共同体が自分のことばを使う権利を持ち、行使す るべきであろう。だがそうなると多くのことばが連立することになり、コミュ ニケーションの効率は保たれなくなるというバベルの塔以来の課題が残る。た しかに私たちはひとつ以上のことばを習得することが可能だが、学習には多く の時間と努力が必要だ。しかも、完全に母語話者のようにことばが操れるよう になることは難しい。さて、ことばは相互理解のために淘汰され、統一を目指 すものなのだろうか、それとも各人のアイデンティティを守るために多様性が 許容されるべきなのだろうか。我々の社会はその答えを見出さなければならな い。本論文の目的は、日本において、ことばの統一性と多様性の問題がどのよ うに取り組まれてきたかを、国語政策(2.1.)、英語教育(2.2.)、地域方言(3. 1.)、移民の言語問題(3.2.)を通して整理分析することである。その際、背景 となる歴史的観点とイデオロギーに重点をおいた。そして日本社会が今後直面 すべき言語的課題について考察する(4.)。

	内なる問題	外からの問題
統一性	国語施策	英語教育
多様性	地域方言弾圧と復興	移民の言語問題

2. 日本の言語政策における統一性

2.1. 国語施策(内なる統一性)

元来日本では話しことばのみ存在したが、5、6世紀に中国から書きことばとしての漢字が輸入された。漢字は日本独自の固有名詞や歌をあらわすために、もともとの意味にかかわらず、日本語の音を表現する表音文字として使われるようになった。これは万葉仮名と呼ばれたが、9世紀にはこの万葉仮名を起源とする平仮名と片仮名へと発展した⁶⁾。歴史上長い期間に渡り、書きことばは一部の階級の特権であり、とくに漢文・漢文訓読体はおもに文化エリートと政治をつかさどる階層に独占され、片仮名はその補助的役割を果たしていた。平仮名は女性的で、漢字よりも地位が低い文字と考えられていた。

国家の言語、すなわち「国語」としての日本語が整備され、統一しようとする運動が始まるまでには、19世紀後半まで待たなければならない。統一以前の日本語は、地域方言や階級方言による差異が大きく、異なる社会グループの者たちが会話を交わすのが困難なほどであった。また、漢文・和文を問わず、書きことばは話しことばと大きく異なっていたため不都合も多かった。書きことばでは、平安時代の発音をもととした語源主義、文法主義の歴史的仮名遣が用いられたため、かならずしも綴りは発音を表していなかった。このような自然状態から標準化された国語への転換は、日本ではわずか1世紀ほどの間に強力な国家主導で行われることとなった。1853年、黒船到来の衝撃を受けて、当時の指導者たちは、西洋列強と平等の関係を構築するために、西洋的な近代国家の創立を目指した。「一国家、一民族、一言語」の原則に倣い、立派な国家語を作らなければならないとの重圧感のもとに、言語の統一を断行したのである。この時期に行われた政策の大枠は、漢字廃止・節減、言文一致、表記法の整備、標準語制定(3.2.参照)であった。

西洋文明至上主義に陥っていた日本の国語政策者たちは、西洋の言語観を学

⁶⁾ 万葉仮名では「いろは」は「以呂波」と綴られた。平仮名は万葉仮名を草書化した もので、片仮名は万葉仮名の一部からつくられた。

び、模倣することから始めざるを得なかった。当時西洋では社会進化論的視点から、言語を階層化してとらえ、アルファベットに代表される表音文字はもっとも進化した優れた形式と考えられていた。反対に漢字などの形象文字は野蛮で遅れた文字であると考えられた。文明開化は中国文明からの離脱を意味し、それまで特権的文字であった漢字廃止・制限の声が上がることとなった。1866年(慶応2年)には前島密が15代将軍徳川慶喜に建白書「漢字御廃止之議」を上申したとされる。前島は、国家富強を目標として国民に教育を普及させるためには、学習困難な漢字を廃止し仮名文字を国語とするべきと主張した。また西洋化が国力推進に直結するなかで、明治政府初代文部大臣の森有礼は日本語のローマ字化を提案し、これも世論の一定の理解を得ることとなった(2.2.参照)。

この2人の主張は、仮名文字を国字とすることを求める結社「かなのくわい(仮名の会)」と、ローマ字をそのまま使用することを提案する「羅馬(ローマ)字会」創立へと発展したが、容易に結論には結びつかなかった⁷⁷。日清戦争が起こると反漢字意識は帝国意識と結びついたためにいっそう強まった。同時に、言文一致運動では、二葉亭四迷の小説「浮雲」に見られるように、文学者たちからの民間主導の変革である面も大きかった。1900年(明治33年)、帝国教育会は国会において「国字国語国文ノ改良ニ関スル請願書」を提出し、政府が主体となって必要な調査を行い、国字国語の改良を実行するように求めた。これを受けて、1902年(明治35年)には上田万年を主事とする国語調査委員会が設置され、その官制公布がなされた。その調査方針として、①文字は音韻文字を採用することとし、仮名文字とローマ字の得失を調査すること、②文章は言文一致体を採用することとして、これに関する調査を行うこと、③国語

⁷⁾ 仮名文字派やローマ字派には反対論を唱える者も多く、西村茂樹はローマ字化に対して、同音異義語の書き分けが難しいこと、伝統の放棄に繋がること、古典読解が困難になることを理由に批判した。

の音韻組織を調査すること、④方言を調査して標準語を選定すること⁸、が定められた。東京帝国大学教授であった上田万年は国語運動の中心であったひとりであるが、同大学総長への文書に書いた次の一節に彼の国語観がよく表れている。「我大日本帝国の国語は 皇祖 皇宗以来我国民的思想の顕表したるものにして所謂大和民族の精神的血液たるものなり」と、天皇を中心とした民族主義にのっとり、日本国民は国語という均一の言語を学び話すことによって結合すると考えた(イ、1996)。この国語を介して国民国家統合を求める思想は、西欧の言語ナショナリズムの影響を大きく受けたものであろうが、当時国語政策を任されていた者たちに次第に広く支持されていくようになった言語イデオロギーである。

明治期の国語改良運動は、教育制度においてもっとも実を結んだ。1872年(明治5年)に学制が発布され、全国における学校が設置、教育制度の整備が進んだ時期だったためである。1900年(明治33年)、「小学校令施行規則」が改定され、仮名字体の整理統一、漢字の1,200字へ節減、字音仮名遣の表音化⁹が示されたが、これは1904年に文部省が作成した国定教科書『尋常小学読本』にそのまま反映された。またこの教科書は談話体を多く使用したので、言文一致を広めるために果たした役割は大きい。この時期から、全国600万人以上の学童は同じ国定教科書を使用することが決まったので、どの表記や語彙を標準とするかを定める決定権は、実質文部省が握ることになった(安田、2006年)。しかし、表音仮名遣に関しては、歴史的仮名遣を支持する保守派からの強い反対に合ったため、文部省の考え方も影響を受け、頓挫してしまう。1910年(明治43年)から使用された第二期の教科書では歴史的仮名遣へ逆戻りとなり、当時の政策

⁸⁾ 原文は以下のとおり。「一、文字ハ音韻文字(「フォノグラム」)ヲ採用スルコト、シ 仮名羅馬字等ノ得失ヲ調査スルコト 二、文章ハ言文一致体ヲ採用スルコト、シ是ニ 関スル調査ヲ為スコト 三、国語ノ音韻組織ヲ調査スルコト 四、方言ヲ調査シテ標 準語ヲ選定スルコト」

⁹⁾ 歴史的仮名遣から、発音に忠実な、いわゆる棒引仮名遣へと移行した。たとえば、 蝶々は「てふてふ」から、「ちょーちょ」へと変更なった。

の混乱振りがうかがわれる。

1922年(大正11年)には、後続の文部省管轄の臨時国語調査会が日常使用の 漢字1.962字を示す「常用漢字表」を承認し、公表したが、この漢字使用制限 は新聞や出版社など報道機関の協力を必要とした。当時の活字メディアは協力 的な姿勢を見せていたが、実際には翌年の大正大震災の混乱のため実現を断念 せざるを得なかった。1931年の満州事変の勃発により、中国の地名・人名を多 く報道しなければならなくなったため、漢字制限は難しくなってしまった。し かし1926年(大正15年)から1928年の3年間にかけて、廃止される漢字の言い 換えを提案した漢語整理案が合計15回も発表されたことからも分かるように、 漢字制限に向けた努力は続けられた。仮名遣の表音化に関しても、1924年(大 正13年)に「仮名遣改定案」が可決されたが、伝統重視の空気が強まる時代に おいて、再び保守層から多くの反対が出たため実現しないままとなる。戦中は、 日本語の簡易化は台湾・朝鮮半島・その他の植民地において進められた。皇国 臣民化政策のもとで、日本語教育普及を進めるためである。当時の教育勅語を 朝鮮人に教えるための注意書には「内鮮人には共同の血液流る」と書かれてお り (小熊、1998、p.197)、朝鮮人は日本人であること、同一民族であるからに は「国語」を学び、日本人に「復古」することが求められた。これは、上田の 国語の「精神的血液」論に見られた、国家における単一民族・言語観の流れと 軌を一にしているといえよう。

戦後、GHQの監督下、保守層は勢いを失い、国語改革は一気に加速する。 国語審議会主導の委員会が頻繁に催され、1946年には、「法令・公用文書・新聞・雑誌および一般社会で」使用する漢字を1,850字に制限した当用漢字表を内閣告示・訓令により実施した。そして表上の漢字で書き表せないことばは、別のことばにかえるか、仮名書きにすることで、言い換えの問題を解決した。同年、来日したアメリカ教育使節団は「民主主義的市民精神と国際的理解の成長」のためにローマ字を国語として導入することを薦めたが、審議はなされた ものの、実現することはなかった¹⁰ (村井、1979年、p.57)。また、政府は仮名遣いの改定に関しても1924年の「仮名遣改定案」を参考にした「現代かなづかい」を実施した。ここでは「現代語音に基いて現代語をかなで書きあらわす」という仮名遣いの表音化が全面的に認められた。これらの改革はおおむね広く社会に受け入れられ、定着していったが、制度の不備を批判する声もあり、その後も、見直しが繰り返されることになる。1,945字からなる「常用漢字表」は1981年に、「改定現代仮名遣い」は1986年に制定されている。これらの国語改革を決定的にしたのは、日本国憲法における漢字平仮名混じりの口語体の文章であった。憲法草案が発表された翌日、政府において今後の公文書、法令は憲法にならって平易化につとめることが決定された。これにより、階層階級と一般市民が共通の政治言語を使用することが初めてかなうこととなった。戦後の日本のことばの民主的な在り方もまた、憲法によって制定されたのである¹¹ (文化庁、2006)。

2.2. 英語教育(外からの統一性)

鎖国が終焉すると、出島における蘭学とオランダ語の独占状態が終わり、文明開化の道具としての英語への需要が高まることとなった。この時代、国民の啓蒙とは、すなわち西洋化を意味した。1872年(明治5年)に、明治政府初代文部大臣の森有礼が、当時アメリカ弁理公使であり言語学者でもあったホイットニーに宛てた書簡にて、これまでの漢字・仮名文字からなる無秩序な二層言語状態である日本語を廃止し、英語を導入するべきと書き綴ったことは象徴的

^{10) 1948}年に連合国軍総司令部民間情報教育局が主導となり「日本人の読み書き能力調査」を実施した。その結果、完全文盲率が1.7%、仮名は読み書きできるが漢字はできない不完全文盲率が2.1%と、予想に反して高い識字率であった。この教育普及率の高さはGHOにローマ字化を諦めさせた理由のひとつと理解される(文化庁、2006)。

^{11) 2000}年に国語審議会は廃止され、新たに文化審議会国語分科会として発足した。近年では敬語表現、情報化時代における漢字政策、国際社会における日本語の在り方、外来語・外国語の取り扱い、これからの国語教育についてなどが検討されている。

である。蒸気や電気の力が広がりつつある時代において、国民の多くは、英語 こそ西洋の学問、芸術、宗教から真理を獲得していくうえで最良のものと受け 取っていた。

戦中、敵性語、敵国語としての英語の教育が縮小された時期を除いて、英語は海外の知識を得るために重要な手段であり続けた。明治初期には、英語教育はお雇い外国人による文化エリート階層へのものに限定されていたが、それが次第に大衆教育へと移行するにつれて、教授法は受信能力育成重視の文法・翻訳中心になった。近年、グローバル化が進むなかで、国際対話能力として発信能力も含めた英語能力が求められ、コミュニケーション活動重視の教授法が奨励されるようになりはしたが、教育現場での変革には時間がかかっている。従来の制度では、公立学校における外国語教育は選択式で、科目も英語・フランス語・ドイツ語から選ぶことができた。しかし、2002年に中学、2003年に高校にて、外国語教育は必修科目となり、中学では英語が原則履修科目と定められ、英語教育が強化されることになった。

2000年、小渕恵三元首相の委嘱による諮問機関である「二一世紀日本の構想」 懇談会が、報告書「日本のフロンティアは日本の中にある」のなかで、英語第二公用語論を提起し、論争をよんだ。日本は世界にアクセスするために国際共通語である英語を身につけるべきであり、そのためには英語を第二公用語とすることも視野にいれる必要があるのではないかと、国民的議論を呼びかけたのだ。擁護者の船橋(2000)は、とかく内向きになりがちな日本は、英語を第二公用語にすることにより、世界との対話能力(受信、交流、発信能力)を向上させるだけでなく、少子化対策としての組織的な移民政策推進にも繋がると訴えた。しかし、中村(2002)などの反対論者は、日本はアジアで唯一植民地とならなかった歴史を持ちながら、自ら英語一極集中に加担するような政策をとることは日本人のアイデンティティを傷つけるだけと批判した。

英語の第二公用語化は構想に留まったが、日本人の英語能力育成は依然と して政府の教育政策の大きな課題であり続けている。具体的な取組例を見て みよう。1987年、語学指導を目的とした外国人の招致を行うJET(The Japan Exchange and Teaching)プログラムが、地方公共団体を主体として、文部省、外務省、及び自治省との共同事業で始まった。ネイティブ・スピーカーから直接語学指導を受けることによって、より生きたことばを学ぶ機会を増やすことが目的であるが、その招致人数は初年度の813人から段階的に増え、1999年には5,241人と拡大している。また、2002年には、Super English Language High School(SELHi)制度が確立され、4年後には指定高等学校が100校となった。これらの学校は、英語教育を重点的に行い、英語教育を重視したカリキュラムを開発することにより、英語教育の先進事例となることが期待されている。

2002年に文部科学省によって策定された「『英語が使える日本人』の育成の ための行動計画」では、英語教育の改善のために国家として取り組むべき具体 的な施策が明示された。遠山敦子文部科学大臣は、これからの世代が21世紀を 生き抜くためには、国際的共通語としての英語のコミュニケーション能力が不 可欠との立場をとり、それが国際社会における日本の発展に極めて重要な課 題との認識を示していた。国民全体に求められる英語力として「中学校・高等 学校を卒業したら英語でコミュニケーションができる | とされた。中学校卒業 段階では「挨拶や応対、身近な暮らしに関わる話題などについて平易なコミュ ニケーションができる」、高等学校卒業段階では「日常的な話題について通常 のコミュニケーションができる」と設定され、対話能力の必要性が強調され た。専門分野に必要な英語力や国際社会に活躍する人材等に求められる英語 力としては、「大学を卒業したら仕事で英語が使える」と、英語エリート育成 も示唆された。英語の社会浸透は、英語ができる階層とそうでない階層に格差 (English divide) を生むとの指摘は以前からあった(鈴木、2000)が、この提 案は国民全体に一定レベルを要求することで、大きな格差のない社会へ方向付 けている。

今後の大きな変革としては、2009年度から小学校において「外国語活動」と して年間35単位時間(平均调1回)程度、英語が教えられることになったこと である。新学習指導要領によると、学習目的は「外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う」とある。必修の前段階として、1998年から始まった「総合的な学習の時間」内で、国際理解教育の一環として英会話学習を行うことが可能であった。その後の小学校英語活動実施状況調査によると、ほとんどの学校が何らかの形で英語教育を実施しており(2007年には約97%)、必修化へと進みつつある。早期英語教育に関しては、その効果が疑問視されたり、国語などのほかの科目の授業時間の減少が懸念されたりしたが(大津/鳥飼、2002)、欧州やアジアの多くの国で必修化が進んでいることによる「あせり」も、実施を後押ししたのではないかと思われる。また、小学校での英語必修化にともない、中学校でも英語授業時間の増加や指導語彙数の増加が決まっている。学習目標も小学校で音声面が重視されることを受け、中学校では「聞くこと」「話すこと」に加えて「読むこと」「書くこと」の4つの技能を総合的に育成することが目標となっている。

3. 日本の言語政策における多様性

3.1. 地域方言の弾圧と復興(内なる多様性)

日本が近代国家をめざした明治期において、エリートたちは西洋の国民国家イデオロギーに基づいて、少数派にたいする文化的・民族的同化政策を採用した。国語調査委員会は全国の方言を研究し、1916年(大正5年)「口語法」にて、当時東京において高い教育を受けた人々が話す言語変種が標準語として規定された。政府が「正しい」日本語の規則を定めるということは、人々がそれ以外を「間違った」ことばの乱れとして排除するようになることを意味する。規範的なことばが定められると、東京に住んでいる教育ある人々は言語支配階級としての特権を獲得し、標準語以外の変種(方言)とそれを話す人々は後進性、無教養、閉鎖性と結び付けられ、撲滅や露骨な差別の対象となっていった。

1947年の学習指導要領(文部省)には、国語科学習指導目標として「なるべく、方言や、なまり、舌のもつれをなおして、標準語に近づける」と記され、方言が矯正対象のひとつとなっている。しかし、戦後の混乱が収まり民主主義の流れが強まると、次第に方言の再評価の動きが始まった。反対に、「標準語」という表現そのものが、その規範的な含みと方言弾圧の歴史から批判されるほどになり、1951年には公的な場では「共通語」と言い換えられるようになった。それでも文部省の学習指導要領において、発音のなまりや癖に関する項目が消えたのは、1998年と比較的新しい。2009年度より使用される学習指導要領では、小学校第5・6学年の目標として、「共通語と方言の違いを理解し、また、必要に応じて共通語で話すこと」、中学校第2学年において、「話し言葉と書き言葉の違い、共通語と方言の果たす役割、敬語の働きについて理解すること」と、政治的に中立な立場を取っている。

あることばが独立の言語か方言かの区別は、言語学的に決まるものでなく、そのことばの話し手の政治的状況と希望によって左右される流動的なものにすぎない(田中、1981)。たとえば、ここでは方言の例として、琉球語とアイヌ語を取りあげるが、両者とも独立言語とも解釈され得ることばである。両言語とも、言語学的には日本語と一定の規則的な対応関係があるとはいえ、他の方言にくらべて日本語との差異も目につく。今日両語が日本語の方言とみなされるのは、19世紀の西洋・中国との権力闘争の中で、琉球王国と蝦夷地が日本固有の領土であることを説得、認めさせるために、琉球人、アイヌ人、日本人は同祖であるとの歴史観が創られたことに派生する(小熊、1998)。このように、言語について方言か多言語かという問題は、言語学上の明確な判別基準で解かれるものではなく、移ろいやすい定義なのである。

3.1.1. 琉球語

1879年(明治12年)の「琉球処分」によって琉球王国は統治権を失い、沖縄県が設置された。当時、一般市民の言語生活はおもに話しことばとしての琉球

語に限られており、地域変種差も大きかった。しかし翌年には首里那覇に会話 伝習所 (後に師範学校となる) が設置され、県庁学務課が優秀な学生に標準語 教育を始めた。卒業後、学生たちは小学校教員となり、標準語による教育を率 先して行い、地域のリーダーとして近代化を推し進めることが期待された。彼 らの多くは琉球言語・文化に目をつぶり、言語的中央集権主義にのっとり本土 への忠誠心を示した。これは、標準語を学ぶことは琉球人が日本人として生き ぬくために不可欠であるのみならず、ひいては地域の近代化の推進力となる という固い信念、すなわち「求心的(東京むき)ベクトルのヘゲモニー(まし こ、2002、p.61)」に基づいていた。これは、1883年(明治16年)の「方言取締 令」後に、広地域に渡って使用された悪名高い「方言札」(学校で方言を使用 した生徒が罰則として首に掛けさせられた木札)制度の習慣が、支配者側から の強制ではなく、むしろ草の根的・自然発生的に被支配者側から生まれたこと にも表れている(井谷、2006)。琉球語の単一言語社会は、公的な場では標準語・ 家庭など私的な場では琉球語というダイグロシア状態に急速に移行した。その 後、沖縄の都市化と村落共同体の崩落が進むにつれ、私的な場においても琉球 語の使用は激減していく。

現在の沖縄では、より複雑な言語の重層性がみられる。日常語として標準語の日本語(ヤマトーグチ)を話す層、琉球語(ウチナーグチ)を話す年配層、そして若い世代では語彙と文法に琉球語の影響をうけた標準語であるウチナーヤマトゥグチを話す層がある。言語学的は標準コードと方言コードの相互干渉による、一種のネオ方言、もしくはクレオールと解釈できる。1980年代以降、若者層はウチナーヤマトゥグチを自分たちの母語として肯定的に捉え、積極的に使用する傾向がみられるようになったという(真田、庄治、2005年)。

3.1.2. アイヌ語

北方民族アイヌ人¹²はもともと北海道全域、サハリン島南部、千島列島、本州東北地方に渡って住み、狩猟採集中心の生活を送っていた。1854年には、18,805人のアイヌ人が記録に残っているが、その全員がアイヌ語母語話者であったと推測される。しかし、1869年(明治2年)に明治政府が北海道に管轄官庁として開拓使を置いて以来、大量の「和人」が移住し、アイヌ人は1872年(明治5年)の地所規則や1899年(明治32年)北海道旧土人保護法¹³⁾によって土地・生業を奪われ、不慣れな農耕作業を強要されるようになってしまった。1901(明治34年)の「北海道旧土人教育規定」によって学校で自己の言語・文化を否定され、また限られた日本語能力で就業も難しく経済的にも追い詰められていく。生き残りをかけた状態で、多くの親はアイヌの文化継承よりも子の将来を優先し、自らの言語文化を放棄せざるを得なかった。さらに、政府の徹底した同化政策により、アイヌ人はしだいに自己の民族・言語を劣等感をもって恥じるように仕向けられていった。社会的スティグマに苦しんだ結果、アイヌ人の母語話者数は2004年には10名以下と消滅に極めて近い状態となり、アイヌ語は絶滅の危機に瀕する言語となる。

1990年代に入ってから、世界的に先住民に対する権利を認める動きがおき、 これがアイヌ民族やアイヌ語の権利にとって追い風になっている。国連が1993 年を「国際先住民年」と指定したことは、先住民や彼らの権利に対する意識向

^{12) 2006}年の北海道庁の調査によると、現在道内に住むアイヌ人(「地域社会でアイヌ の血を受け継いでいると思われる方、また、婚姻・養子縁組等によりそれらの方と同一の生計を営んでいる方」)は8,274世帯、23,782人である。同じ地域に住む非アイヌ人 と比べて、進学率・就業率が低く、生活保護を受けている人は約1.6倍となっている。職業は第一次、第二次産業への就業率が高い。何らかの差別を受けたことがあると答えた人が16.8%もいることから、いまだに格差や不平等が残っていることが分かる(北海道庁、2008年)。

^{13) 「}保護法」は政治的なレトリックにすぎない。また条文にも農地の無償下付すると 書かれているが、実際にはアイヌ人の土地を奪ったうえで、恩恵的に下付しなおすに すぎず、搾取体制を合法化したものである(吉野、2004年)。

上に貢献し、1997年の「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(通称「アイヌ文化振興法」)に結びついた。この法律は政治・経済的な権利には触れず、文化復興の権利が認められたに過ぎなかったが、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構によるさまざまな言語復興事業を生み出すことになった。2007年には「国連先住民族権利宣言」が決議され、先住民の自決権・自治権・伝統と慣習を維持する権利などが保障されることとなった。これは法的強制力はないものの影響力は強く、2008年6月衆参議院における「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」採択につながっている。

3.2. 移民の言語問題(外からの多様性)

グローバル化は、超国家主義を生み出し、人口の流動化を推し進め、多くの国において移民統合問題を引き起こしている。移民は社会不安をもたらすと考えられる一方で、形成されつつあるグローバルコミュニティーに乗り遅れないための重要な要素だという意見もある。国境を超えた労働力の移動が活発になるにつれて、各国に言語少数派が増加するため、多言語国家は今後増えていくことが予想される。日本は人口減少と高齢者人口比率の増大から、経済の停滞や国力の低下を避けるためにも、移民の受け入れは避けて通れないであろう。ただ現在の日本は、移民に対する言語権をふくめた人権保護のための法的整備がなされておらず、多言語・民族社会として成熟していないこともまた厳然たる事実であり、多くの課題がある。

法務省入国管理局によると2007年度に日本国籍を持たない人(外国人登録者数)は約215万人で、日本の人口の1.69%を占める。中国人が28.2%と一番多く、次に韓国・朝鮮人の27.6%、そのあと、ブラジル、フィリピン、ペルー、米国と続く。日本に在留する外国人は大きく二つのグループに分かれる。第1のグループは戦前から日本に住む韓国・朝鮮人など旧植民地出身者及びその子孫で、1965年には韓国籍、1981年には朝鮮籍の者に永住資格が認められた。1972

年に日中国交が回復すると中国帰国者の受け入れも始まった。第2のグループは1980年代以降に来日したアジア・南米など出身の外国人、いわゆる「ニューカマー」である。国際人権規約の批准(1979年)、難民条約への加入(1981年)により、ベトナム・ラオス・カンボジア人の移民が増えた。1989年に入管法が改訂され、日系外国人が活動制限のない在留資格を取得できることとなり、1990年代にはブラジル・ペルー人など南米出身者が増えていく。また近年では、国際結婚や留学生の増大によって外国籍が増える傾向もある。1985年には国籍法が改定され、父系血統主義から男女平等な父母両系主義に移行したため、国際結婚によって生まれた子供が日本籍を取得することも多くなった。今後もインドネシアやフィリピンとの経済連携協定(EPA)に基づく看護士・介護福祉士の受け入れを含め、外国人は増加してゆくだろう。

日本は大和民族が大多数を占めるため、社会制度が硬質で、少数民族の利益を省みない傾向があることは否めない。また近代国民国家としての負の遺産を引きずっている面もある。たとえば、日本国政府は、朝鮮学校を学校教育法第1条の学校とは認めず「各種学校」扱いをしているため、限られた助成金しか交付していない。韓国の民族学校は1946年には545校あり、朝鮮語を中心とした民族教育が行われていた。しかし、1948年にはGHQと文部省により約70校を除いてすべてが閉鎖されたため、韓国・朝鮮人の子供たちは日本の一般公立学校に通うことを余儀なくされ、バイリンガル教育は困難になってしまった。また、これらの学校の卒業生が公的な卒業資格を認められ、国立大学や大学院への受験資格を認められ始めたのは1998年以降である。このほかにも、外国人が刑事事件に関わったときの通訳援助権、すなわち理解できる言語で刑事手続きを受けられる権利は保障されなければならないが、経費の問題を含め、少数言語を話す外国人にとっては難しい場合も多い(吉野、2004)。

2006年には総務省による「多文化共生推進プラン」が策定された。近い将来、外国人住民が地域社会の構成員として共生できる制度は、全国の地方共同体の共通課題となる。同省では、ことばの問題を含め、外国人が住みやすい環

境整備を呼びかけている。日本語理解が限られているニューカマーは、コミュニケーションが困難なために生じる問題が多い。たとえば、必要な行政サービスを受けることができなかったり、子供が学校で授業を理解することができなかったり、日本人住民との軋轢に繋がる例は少なくない。そのため、コミュニケーション支援として①地域における情報の多言語化と、②日本語および日本社会に関する学習の支援、が検討されている。日本語に関しては、ドイツの移住者法(国費によるドイツ語講座実施、2004年制定)を例にあげ、国が移民者の学習支援施策を検討するべきと提案している。しかし、これはまた、永住許可取得時に日本語によるコミュニケーション能力を考慮すべきという提案と表裏一体をなしていることも留意する必要がある。

4. 今後の言語的課題

日本における言語問題・政策の代表的な事例を振り返ってみて明らかなことは、統一性が重要視され、多様性が犠牲になってきた歴史であろう。明治~昭和期には、強い近代国民国家を興すというナショナリズムを支柱として標準語制定が急ピッチで進められたが、方言については撲滅運動にさらされてきた。今日は、地球規模での人類共生としてのグローバリズムが謳われ、そのための共通言語としての英語教育の充実に力がそそがれているが、一方国内で外国人を受け入れ共生していくための多言語社会への基盤作りには目がゆき届かず、心の準備もできていない。この結論部分では、これまでの分析をもとに日本人のこれからの言語的課題を整理する。

4.1. 国語の問題

日本の国語は1世紀足らずの間で整備されたが、これは明らかに、黒船や第二次世界大戦(敗戦)という、外部からの圧力をテコとして、西洋というモデルの存在のおかげで可能になったものだ。国語は、明治期の「文明開化」と「富国強兵」、昭和初期の「帝国主義」、戦後の「民主主義」など、さまざまなイデ

オロギーをその背景に変えながらも、時代に合わせた必要性が説かれていったが、常に変わらぬものとして西洋との接触があった。強要された開国による劣等感・植民地化への強烈な危機感に苛まれた日本の指導者たちにとって、国防は「国家の」最優先課題であり、なんとしても日本を一流の国民国家にしなければならないと感じていた。そのためには、国民に国家という政治共同体を想像、意識させ、その構成員ひとりひとりに強い連帯的精神をつくりだす共通の言語が必要だった。そして国語制定の背後には、日本人全体の識字率を上昇させ、教育効果を上げることが国益に繋がるという、国民を国家資源として捉える指導者たちの戦略的思考があったのである。彼らの戦略が成功するには戦後まで待たなければならなかったが、書体の平易化・口語化は、民主主義の普及に貢献しただけでなく、教育水準を高め、国力の向上を成し遂げる底力となった。

国語政策は、一貫して政府主導でトップ・ダウン式に行われ、その普及手段としてはおもに教科書を含めた教育を媒体とした。政府以外で影響力があったのは文学者や活字メディア(新聞、出版社)であったが、一般市民の姿は見えてこない。歴史上、「どのような言語計画であれ、ごく少数の計画立案者と圧倒的な計画享受者がいるわけだが、後者の意見が求められることはほとんどない。(カルヴェ、2000年、p.146)」ことは、これまでの言語政策の弱点である。現在、学校教育法第2章18条には「日常生活に必要な国語を正しく理解し、処理する能力を養うこと」が定められている。教科としての「国語」を文部科学省検定教科書を通して学ぶことが義務であることを、政府による「ことばの選択権」独占と捉える人は少ない。国語はもともとそれを必要とする一般市民の権利を意識することなく、日本の国力増大を主限として作られたこと、国語制定には中央集権的イデオロギーが働き方言弾圧に結びついてきたこと、そして現在も方言復権への具体的支援が政府主導で行われていないことなど、市民の側からの目線が欠けていたことを示している。今日では文化審議会(国語審議会の後続)が定期的に世論調査を行い、敬語や外来語、「美しい日本語」など

について市民の認識を調べ、それをもとに「目安」や「よりどころ」としてのことばに関する提案を行っていることはそれなりに評価されるが、「国語」にかかわる課題は多岐に渡っており、幅広い参加者を得て、活発な議論・検討が期待される。一方、一般市民も国語についての関心が高いとはいい難い。日本人にとって必要なのは、「国語」は国のことばである前に、「私たち」のことばであることの自覚である。ことばは時代とともに常に変化していくものであるから、現実の「国語」に対して時には批判し、また反省し合いながら、共に文化の基盤を作りあげていく積極的な姿勢が求められるのではないだろうか。

4.2. 英語の問題

ボーダーレスな現代において、日本人の国際標準語(共通語)としての英語への態度は、国語へのそれと類似している。国語教育と同じく、英語教育の必修化を決めたのは政府であり、学習指導要領や教科書検定制度により、その教育の内容・在り方に強い影響力を持つのも政府である。国語教育はナショナリズム、英語教育はグローバリズムというイデオロギーの違いはあるが、コミュニケーションの効率を重視した上でのことばの統一・画一化を求める動きを進めた点は同質である。さらに、日本が国際社会から取り残されるのではないかとの危機感が、英語第二公用語論や早期英語教育導入などの英語教育強化の動機となっているが、これも国語政策と同様に危機管理としての言語政策という性質を持っている。

英語の地球語化は、英米を始めとした英語母語国中心の世界の序列化に繋がるという批判がでて入しい。おもな反論として、英語はすでに英米人の文化的所有物ではなく、シングリッシュやインド英語に代表されるように、各地域に根ざすものに進化したという「国際英語(World Englishes)」の考え方がある。つまり日本人は「日本人英語(Japanese English, Japlish)」という変種を話せば良く、rと1の使い分けができなくとも、あるいは森有礼の提案通りseeの過去形をseedと定めようと一向に構わないという考え方である。しかし、この

国際英語の考え方は、どうも日本人には受け入れ難いようである。英語を取り巻く社会言語的な状況を理解した上でも、多くの日本人学習者は「英米人のように」英語を話したいと考えている(ソジエ内田、2008)。このネイティブ・スピーカー信仰にみられる「標準英語を話さなければならない」「日本語なまりが恥ずかしい」といった感覚もまた、国語にみられた標準語崇拝と方言蔑視の転化にすぎないのかもしれない。私たちは「正しい」国語を話すべきで、それ以外の変種は「間違っている」と差別してきた歴史が、今日の英語学習に対する態度に影響を及ぼしていたとしても不思議ではない。しかし、外国語として英語を学習することは、母語として国語(日本語)を学習するよりも多くの困難を伴い、とくに母語からの言語干渉は避けることができないものだ。したがって、正しさへの強い執着は、間違いや日本語なまりを極端に恐れる姿勢につながり、効果的な学習を妨げる一因となる。規範主義から解放され、日本人英語であっても、まずは「積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成」を図ることが肝要であり、これは今後の早期英語教育に期待するところである。

4.3. 方言の問題

ことばはコミュニケーションや文化的表現の手段として、私たちの社会生活になくてはならないものだ。それゆえに、特定のことばを学び、使う権利(言語権)は、私たちの基本的人権に属するものと考えられる¹⁴。忘れてはいけないのは、ことばの統一と均質化は強者に有利に働くということだ。ことばや文化を自由にまかせておくと、生存競争・自然淘汰にかけられ弱い言語は衰退していく。弱いことばや文化を守り、多様性を尊重するためには、そのための組織的な働きかけが必要である。

^{14) 「}世界言語権宣言」(1.参照)では(1)自集団の言語と自己同一化し、これを学校において習得し、また公共機関で使用する権利と(2)当該地域の公用語を学習する権利が認められている。

フィリップソン/スクトナブ=カンガス (1995) は、言語権は言語政策によって守られる必要があると訴え、その理由のひとつとして言語差別 (linguicism) は人種差別や性差別と比べて認識されにくいことをあげている。人種や性は一般的には転換できず固定的な属性を持つが、言語はいくつでも学習できるので差別とはいえないという議論である。しかしここでは、外国語を学習することの困難さについては見過ごされている。マハトマ・ガンジーは英国の植民地であるインドの状態を嘆き、「我が国の青少年が、英語をまるで我々の母語でもあるかのように学ぶために費やす時間とエネルギーを考え、掛け算して、我が国がこのようにして失う年月と貴重なエネルギーを単純に計算してみるとよい」と述べている(クルマス、1993)。認識されにくい権利を守ることは難しい。それゆえに、そのための方法・政策をより注意深く追求しなければならない。

方言や少数言語の抑圧の歴史は、世界規模で見られる。多民族の住む欧州では長い抑圧の歴史を経験した言語も多いが(たとえばスペインのカタロニア語、バスク語、フランスのブルトン語、イギリスのウェールズ語、ゲール語)、近年、言語復権、公用語化、公共施設での母語使用、などがしだいに認められるようになってきている。パタン/キムリッカ(2003)によると、多言語国家であることは多民族国家であることを証明することに等しい。言語復権が難しいのは、最終的には領土獲得・分離独立を望む亜国家的ナショナリズムが関わるからだという。しかし近年、言語の復権による地域のアイデンティティを再構築することは、逆に国家統合を促すとの考えも出てきている。少数民族は自分たちの言語が評価されることによって劣等感や社会的不満から解放され、多数者文化への適応に対する心理的ハードルが低くなるからである。

日本では、琉球語、アイヌ語をはじめ、方言復興運動がさまざまな形で行われてきている。アイヌ語では、まず知里幸恵や萱野茂、田村すず子らによるアイヌ語辞典編集などを通した継承運動がある。また、アイヌ語ペンクラブによるアイヌ語新聞「アイヌタイムズ」は片仮名表記とローマ字表記からなってい

る。さらに、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構が創立されてからは、アイヌ語指導者育成、アイヌ語上級講座開設、アイヌ語ラジオ講座開設、アイヌ語弁論大会開設などの言語復興事業が行われている(中川、1999)。琉球語では、2000年頃からの沖縄ブームもあり、その文化・ことばへの関心が広がってきている。2000年に創立された沖縄語普及協議会は「沖縄方言新聞」発行や児童向け方言講座などに取り組んできたが、2006年にNPO法人化した。また、2006年に沖縄県は9月18日を「しまくとうばの日」と制定し、しまくとうば(島ことば=琉球語)を「県民文化の基層」として奨励し、普及の促進を図ることを決めた。また、しかし、これらの復興運動のほとんどは、草の根的に発展していったものである。政府は内なる多様性を保護する観点からも、方言復興運動に財政面などで、より積極的な支援を行っていく必要があるのではないだろうか。

4.4. 移民の言語問題

日本は人口減少と高齢者人口比率の増大から、移民の受け入れは避けられないテーマとして採り上げられてくるであろう。この「外からの多様性」は差し追った問題である。日本の新たな言語体制は多言語社会なのか、外国籍住民およびその師弟に対する日本語授業を増やすことによる日本語中心とした社会なのか。すでに多くの移民を受け入れてきた欧米の教訓から学ぶならば、後者の選択をし、移民に日本語能力の向上を求める必要があるかもしれない。パタン/キムリッカ(2003)は、多言語・文化主義の立場を取りつつも、移民は公共福祉の恩恵をこうむるためには、共通語の授業を受け、一定の言語能力を身につけなければならないと主張する。なぜなら、公用語、もしくは多数派の言語を話すことは、移民先の国にたいする愛国心や忠誠心を育むために不可欠であり、それを拒むことは彼ら自身の政治参加を難しくし、経済的にも不利益をこうむる可能性が高まるからである。

また、言語的に孤立した共同体が一定数存在する社会は、政治的に不安定になりやすい。たとえば、アメリカ合衆国におけるイングリッシュ・オンリーと

イングリッシュ・プラスの論争は、初期に移住した英語母語話者が、近年南から国境を越えてくるヒスパニック系に対して英語能力を求める動きから派生している。また、他民族国家であるカナダにおいても、新来移民は公用語である英語かフランス語(ケベック州)を学ぶことが要求される。イグナティエフ(2008)によると、歴史上その土地に長く住んできた少数民族、すなわち先住民やフランス系カナダ人でさえも、移民の権利を限定的なものとして捉える傾向があるという。その主張の根底には「移民は、ある国に、家族あるいは個人でたどり着き、多数派の言語を学び、その国家の法律にしたがうことを、移民の条件として受け容れたのだ(p.97)」との認識がある。この考え方は、欧州でも一般的である。たとえば、ヨーロッパ評議会に1992年に採択された「地域少数言語ヨーロッパ憲章(European Charter for Regional and Minority Languages)」は、前述の「少数民族の保護のための枠組み条約」(1.参照)と同じく、少数言語保護を保障する法的文書だが、その対象は欧州に歴史的に根づいた伝統的少数言語に限られている。したがって、近年大量に流入してきた外国人労働者や移民の言語は対象とされない「50。

少数言語者には共通語の習得が求められたとしても、必ずしも多数者の文化に同化することを意味しない。また構造的不平等を解消し、少数言語者が母語を話し、自分たちの文化を踏襲する権利は守られるべきものである。日本は移民が母語で行政サービスが受けられるように、多言語社会への移行を推進していく努力を求められ、移民を受け入れる際に、彼らが円滑にコミュニケーションを取れるように、国からの呼びかけにもあるとおり、日本語を学ぶ社会環境を整備する必要がある。日本語を通じて意思疎通を円満に図ることができるようになれば、社会的一体感が強まり、多言語社会の実現に一歩近づくこととなる。そのためには、費用支出が避けられず、資金の捻出に困難を伴うが、国・地方公共団体の支援を受け、地域住民が加わって環境整備に取り組んでゆくこ

^{15) 「}世界言語権宣言」(1. 参照) には地域的少数民族に加え、近年の移民の言語権 も含まれている。

とが望まれる。大阪市に住む213人対象のアンケート調査で、「税負担が増えても外国籍住民の日本語学習環境を充実させるべきか」の質問には、約65%がそう思う、やや思うと答えている(松尾、2006)。この比較的高い割合から、外国籍住民受け入れへの積極的な姿勢が見てとれるが、実現に向けてのさらなる意識の向上が求められよう。

参考図書

Anderson, B. (1983). Imagined Communities: Reflections on the Origin and Spread of Nationalism.

New York: Verso.

Crystal, D. (2000). Language Death. Cambridge, England: Cambridge University Press.

Fishman, J.A. (1991). Reversing Language Shift: Theoretical and empirical foundations of assistance to threatened languages. Clevedon: Multilingual Matters.

カルヴェ、ルイ=ジャン (2000)『言語政策とは何か』 白水社

船橋洋一(2000)『あえて英語公用語論』文春新書

クルマス,フロリアン (諏訪功、菊池雅子、大谷弘道訳) (1993) 『ことばの経済学』、 大修館書店

北海道庁『平成18年北海道アイヌ生活実態調査』http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sum/soumuka/ainu/jittai.htm(参照2008年9月10日)

文化庁編(2006)『国語施策百年史』ぎょうせい

法制省入国管理局『平成19年末現在における外国人登録者統計について』http://www.moj.go.jp/PRESS/080601-1.pdf (参照2008年9月10日)

イ・ヨンスク (1996)『「国語」という思想 近代日本の言語認識』岩波書店

イグナティエフ,マイケル(金田耕一訳)(2008)『ライツ・レヴォリューション』風行 社

井谷泰彦(2006)『沖縄の方言札』ボーダーインク

ましこ・ひでのり(2002)『ことばの政治社会学』三元社

村井実(1979)『アメリカ教育使節団報告書 全訳解読』講談社

中川裕 (1999)「アイヌ語復興の現状について」(pp.30-38) 言語権研究会編『ことばへの権利』三元社

中村敬(2002)「『英語公用語化』から『日本語』を守るのはいわば『国防』問題である」 中公新書ラクレ編集部、鈴木義里編『論争:英語が公用語になる日』

小熊英二 (1998) 『日本人の境界』 東京:新曜社

大津由紀雄、鳥飼玖美子 (2002) 『小学校でなぜ英語? - 学校英語教育を考える』 (岩波 ブックレット) 岩波書店

Patten, A. & Kymlicka, W. (2003). Language rights and political theory: context, issues, and approaches. In W. Kymlicka & A. Patten (Eds.), *Language Rights and Political Theory* (pp. 1-51), Oxford: Oxford University Press.

Phillipson, R. (1992). Linguistic Imperialism. Oxford: Oxford University Press.

Phillipson, R. & Skutnabb-Kangas, T. (1995). "Linguistic Rights and Wrongs" Applied Linguistics, vol. 16, no. 4. (pp. 483-504), Oxford: Oxford University Press.

真田信治、庄治博史編 (2005) 『日本の多言語社会』 岩波書店

Sauzier-Uchida, E. (2008) "Japanese Learners' Choice to Overcome Babel – Standard English, Globish or Japlish – ?" 『教養諸学研究』 第124号(pp.55-68)早稲田大学政治経済学部教養諸学研究会

鈴木孝夫 (2000) 『英語は要らない!?』 PHP研究所

田中克彦(1981)『ことばと国家』岩波書店

安田敏朗(2006)『「国語」の近代史』中公新書

吉野正 (2004)「外国人の定住と権利保護」(pp.73-102) 田尻英三、田中宏、吉野正、山西優二、山田泉著『外国人の定住と日本語教育』 ひつじ書房